

家庭数配布

H26年6月9日
岸和田市立新条小学校
校長 植原 和彦

保護者の皆さまへ

就学奨励制度の申請についての案内

本日、児童を通じて「就学奨励制度のお知らせ」と、学校作成のこの案内を配布しました。2枚のお知らせをよくお読み頂き、申請される方は期間内に提出して下さい。申請は毎年必要です。又、記入漏れや押印忘れのないようお願いいたします。申請書をランドセルに入れる時は教科書の間に入らないようご注意ください。低学年の児童にはご家庭からも朝一番で担任に渡すようにと声をかけて下さい。

<申請書を出すかどうかよく分からない時>

○サラリーマンの方なら・・・とりあえず申請書を出してみてください。

○自営業の方なら・・・昨年の所得申告はお済みですか？

- ・申告が済んでいるなら、申請書を出して下さい。
- ・申告がまだなら先に申請書を出し、その後速やかに申告して下さい。
※申告をされていないと認定の判断ができません。

<提出にあたっての注意事項>

- ◎ 申請書は1家庭1枚です。
 - ・子供が小学校と中学校に通っている場合、どちらに提出して頂いても大丈夫です。兄弟姉妹別々には出さないで下さい。1枚をお願いします。
- ◎ 1月2日以降に他市から転入された方は前年の所得証明書等をつけて提出下さい。
- ◎ 今年に入って失業等の事情のある方はご相談下さい（認定は昨年の収入で決まる為）。
- ◎ 就学奨励費は高校や大学などの奨学金とは全く異なり、返済の必要はありません。
- ◎ 就学奨励費は学校諸費支払の為の補助金です。また、学校費用が全額出るわけではありません。
- ◎ 未納が生じている場合は学校長代理受領となりますのでご了承下さい。
(申請書は委任状も兼ねています) また、希望で代理受領にすることもできます。

◎ 代理受領ご利用の保護者の方へ

誤解が多いのですが、上記にもあるように就学奨励費は、学校諸費全部をまかなえるものではありません。不足分はお支払頂くこととなりますのでご承知下さい。

H24年度4月より 代理受領利用の方は予想される不足分を各学期始めに集金しています。

4年生・・・1学期始めに1万円集金します。

5年生・・・1・2・3学期始めに各1万円ずつ集金します。

※学期始めに担任にお支払下さい。その他の学年は、各自不足分をお支払下さい。

◎就学奨励に認定されると一部の疾病の医療費が戻ってきます。

<医療費対象の疾病> むし歯・トラコーマ・結膜炎・はくせん・かいせん・のうかしん・中耳炎
慢性副鼻腔炎・アデノイド・寄生虫病 **※アレルギー性疾患も対象になりました**

- ※医療券について ○「医療券申請書」は学校にあります。認定されたご家庭は4月分から医療費が請求できますので担任まで申し出て下さい。
- 病院窓口での当日の支払いは必要です。
- 医療券は余分に申請せず病院に行った月の分だけ申請して下さい。**

※医療券申請から振込みまでの流れ ※ 医療券が手元に届くまで日にちがかかります。



★認定は8月下旬（各家庭と学校に通知がきます）支給は10月と3月の年2回です。

★学校で受付したら必ず保護者控えに受付印を押印して返却していますので「保護者控え」は切り取らないで4枚とも提出して下さい。控えが戻らなかったら担任まで連絡を下さい。

申請期間 6/13(金)～6/30(月) 締切厳守!

- ★ 6/10～6/12の間に提出されても受け取れません。一旦返却になります。
- ★ 締切ギリギリ提出の方に不備があった場合、連絡を取るのが困難になっています。
連絡がつかないと学校ではどうしようもありません。早めに提出をお願いします。
- ★ 持家・賃貸に○が抜けている方も大変多いです。提出前にご確認下さい。

◎注意!

★1日でも遅れると市教委は4月からの認定分として受け付けませんので期日に遅れないで下さい。

★提出が6月30日を過ぎますと、提出日の翌月からの認定となります。

例えば7月1日に提出した場合、8月からの認定となり4月～7月分の支給はなくなります。

8月からの認定だと、1年生の場合、入学準備金も支給されませんのでご注意ください。

※不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。 ★お聞きになりたいことがありましたら
岸和田市役所教育総務課 学事担当 423-9607 参観日に玄関前廊下で申請書を配布
岸和田市立新条小学校(担当・杉山) 445-5705 していますので声をかけて下さい。

